

○国立大学法人埼玉大学役員災害補償規則

〔令和2年11月26日
規則第20号〕

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学（以下「法人」という。）の学長、理事及び監事（以下「役員」という。）が業務上又は通勤途上において、急激かつ偶然な外来の事故により、負傷若しくは障害を被り、又は死亡した場合（以下「業務上等の災害」という。）に、法人が行う補償（以下「役員災害補償」という。）に関し、必要な事項を定める。

(業務上等の災害による補償)

第2条 法人は、役員が業務上等の災害を被ったときは、第4条の規定に基づき加入する傷害保険の給付の範囲内で、当該役員又はその遺族に対し役員災害補償を行う。

(補償の種類等)

第3条 役員災害補償の種類及び補償の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 遺族補償（死亡補償） 50,000,000円（ただし、既に次号に規定する後遺障害補償を受けている場合は、当該補償額を控除した額）
- (2) 後遺障害補償 50,000,000円に後遺障害の程度に応じ傷害保険の保険約款（以下「保険約款」という。）に定める割合を乗じて得た額
- (3) 入院補償 日額15,000円
- (4) 手術補償 保険約款に定める手術の種類に応じ、前号に規定する入院補償の日額に5、20又は40を乗じて得た額
- (5) 通院補償 日額10,000円

(傷害保険への加入等)

第4条 法人は、前条に規定する役員災害補償に備えるため、全ての役員を被保険者とする傷害保険（一般社団法人国立大学協会が一括して契約を行う国立大学法人総合損害保険をいう。）に加入し、その保険料を負担する。

2 前項の傷害保険の保険金の受取人は法人とし、法人はその全額を業務上等の災害を被った役員（前条第1号の遺族補償（死亡補償）にあつては、当該役員の遺族）に対し、補償金として支払う。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 前条第2項の遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第42条から第45条までの規定を準用する。この場合において、第42条及び第43条中「労働者」とあるのは「役員」と、第43条第2項及び第45条第2項中「使用者」とあるのは「法人」と読み替えるものとする。

(他の補償との関係)

第6条 この規則に定める役員災害補償は、加害者からの賠償とは別に行うものとする。

(規則の解釈)

第7条 この規則に定める事項につき疑義を生じたときは、役員会の議を経て、学長がこれを決定する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、補償金の支払基準、支払額の算定方法その他の役員災害補償に関し必要な事項は、保険約款に定めるところによる。

2 この規則の規定が保険約款と矛盾又は抵触する場合には、保険約款の規定が優先する。

附 則

この規則は、令和2年11月26日から施行する。